

判決年月日	平成３０年１月１５日	担当部	知的財産高等裁判所 第４部
事 件 番 号	平成２９年(行ケ)１０１０７号		
○ 商標権の共有者の１人は、当該商標登録を取り消すべき旨の審決がされたときは、単独で取消審決の取消訴訟を提起することができる。			

(関連条文) 民法252条, 民訴法40条, 商標法35条, 50条, 56条1項, 63条, 特許法73条, 132条

(関連する権利番号等) 商標登録第5151243号, 取消2014-300025号

判 決 要 旨

原告及びA社は、平成19年4月2日、「緑健青汁」、「りょくけん青汁」、「リョクケン青汁」及び「RYOKUKEN AOJIRU」の文字を4段に書して成る商標につき、指定商品を商標法施行令別表第32類「緑色野菜（粉末を含む）を主原料とする飲料用青汁のもと、緑色野菜（粉末を含む）を主原料とする飲料用青汁」として商標登録出願をし、同商標は、平成20年7月18日、設定登録された（以下「本件登録商標」という。）。被告は、平成26年1月10日、原告及びA社を被請求人として、本件登録商標に係る商標登録を取り消すことについて、審判請求をした。特許庁は、平成29年3月31日、この審判事件につき、商標法50条該当を理由として、本件登録商標に係る商標登録を取り消すべき旨の審決をした。本件訴えは、原告のみが単独で同審決の取消しを請求するものである。

被告は、本案前の抗弁として、本件訴えは固有必要的共同訴訟に当たり、原告のみによる訴え提起は不適法であると主張したが、本判決は、以下のとおり、これを排斥した。その上で、本判決は、本件登録商標が要証期間内に使用されたとの事実は認められないから、本件登録商標の商標登録は、商標法50条の規定により取り消されるべきものであるとして、原告の請求を棄却した。

「いったん登録された商標権について、登録商標の使用をしていないことを理由に商標登録の取消審決がされた場合に、これに対する取消訴訟を提起することなく出訴期間を経過したときは、商標権は審判請求の登録日に消滅したものとみなされることとなり、登録商標を排他的に使用する権利が消滅するものとされている（商標法54条2項）。したがって、上記取消訴訟の提起は、商標権の消滅を防ぐ保存行為に当たるから、商標権の共有者の1人が単独でもすることができるものと解される。そして、商標権の共有者の1人が単独で上記取消訴訟を提起することができるとしても、訴え提起をしなかった共有者の権利を害することはない。

また、商標権の設定登録から長期間経過した後に他の共有者が所在不明等の事態に陥る場合や、訴訟提起について他の共有者の協力が得られない場合なども考えられるところ、このような場合に、共有に係る商標登録の取消審決に対する取消訴訟が固有必要的共同訴

訟であると解して、共有者の１人が単独で提起した訴えは不適法であるとする、出訴期間の満了と同時に取消審決が確定し、商標権は審判請求の登録日に消滅したものとみなされることとなり、不当な結果となりかねない。

さらに、商標権の共有者の１人が単独で取消審決の取消訴訟を提起することができる、と解しても、その訴訟で請求認容の判決が確定した場合には、その取消しの効力は他の共有者にも及び（行政事件訴訟法３２条１項）、再度、特許庁で共有者全員との関係で審判手続が行われることになる（商標法６３条２項の準用する特許法１８１条２項）。他方、その訴訟で請求棄却の判決が確定した場合には、他の共有者の出訴期間の満了により、取消審決が確定し、商標権は審判請求の登録日に消滅したものとみなされることになる（商標法５４条２項）。いずれの場合にも、合一確定の要請に反する事態は生じない。なお、各共有者が共同して又は各別に取消訴訟を提起した場合には、これらの訴訟は、類似必要的共同訴訟に当たると解すべきであるから、併合の上審理判断されることになり、合一確定の要請は充たされる。

以上によれば、商標権の共有者の１人は、共有に係る商標登録の取消審決がされたときは、単独で取消審決の取消訴訟を提起することができる、と解するのが相当である（最高裁平成１３年（行ヒ）第１４２号同１４年２月２２日第二小法廷判決・民集５６巻２号３４８頁参照）。」